

第239回 千葉県個人情報保護審議会会議録

1 会議の日時

平成26年12月3日(水) 午後1時30分から午後1時45分まで

2 場所

県庁南庁舎2階 会議室

3 出席者の氏名

(1) 審議会委員

海野 朋子 委員、勝山 信 委員、土屋 俊 委員(会長)、
中曾根 玲子 委員、永嶋 久美子 委員、藤岡 園子 委員、
松村 雅生 委員

(2) 事務局

総務部市町村課 岡本 和貴 課長
行政班 鈴木 正雄 班長、藤原 慎 主査、福田 洋介 副主査

4 会議に付した事案の件名

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の改正による本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」(平成24年千葉県条例第84号)の改正について

5 調査審議手続き

公開(傍聴者なし)

6 議事の概要

事務局:(開会)

会長:会議録の署名人として勝山委員を指名する。

本日の事案の審議については、「住民基本台帳法に基づく諮問に係る千葉県個人情報保護審議会審議要領」に基づき公開としてよろしいか。

各委員:(了承)

会長:本日の事案について、事務局から説明されたい。

事務局:(次の資料の内容を説明)

- 平成26年12月3日付け市第1965号「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用拡大及び保護措置について(諮問)」
- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する

条例の一部改正（案）について

・参考資料

会長：このたびの条例改正は、景品表示法の改正に伴い知事に権限が付与されたことに関して、その事務を実施するときに住基ネットを使うということを条例で規定しておく、ということで、住基ネット利用見込み件数は少ないが、体制としては整えておきたい、ということ。もうひとつは、セキュリティに関しては、操作者の数も変わらないなど、今まで通りの状況で変更はない、ということでよいか。

事務局：そのとおり。

（各委員から意見なし）

会長：それでは、質問、意見がないので、本事案は了承されたということで、答申案を審議する。

事務局案は、前回の答申と同じく、条例の改正に当たっては、パブリックコメント等を通じて、一般の県民の意見を十分反映すること、操作者に対する研修、監査及びその他の保護措置を十分に行い、今後とも本人確認情報の保護に万全を期すこと、とされている。

事務局の説明では、今回の条例改正では、これまでの条例改正と同様、セキュリティ体制に変更はないということなので、前回の答申と同じ内容となっているということと思われるが、何か意見はあるか。

（各委員から意見なし）

会長：それでは、この答申案で答申することとして、残りの字句の修正等については、会長一任とさせていただく。

（閉会）

会議録署名人

土屋 俊
吉

会議録署名人

月勝 山 信
勝